

1 はじめに

1.1 ごみ処理広域化計画改訂の背景及び目的

旧厚生省（現環境省）は平成9年1月「ごみ処理に係るダイオキシン類の発生防止等ガイドライン」を策定し、今後遵守すべき基準と対策を示すとともに、恒久的なダイオキシン対策として高度な処理機能を有する大規模施設に集約化する必要性を示した。

また、平成9年5月には、各都道府県に対して、①ダイオキシン類削減対策、②焼却残渣の高度処理対策、③マテリアルリサイクルの推進、④サーマルリサイクルの推進、⑤最終処分場の確保対策、⑥公共事業コスト縮減の事項を十分踏まえた上で「ごみ処理広域化計画」を策定し、それに基づき市町村を指導するよう通知がなされた。

これを受け、上田地域では上田地域広域連合（以下、「広域連合」）が「上田地域広域連合ごみ処理広域化計画」（以下、「第1次ごみ処理広域化計画」）を策定することとなり、研究組織によって平成11年3月に策定がなされた。

第1次ごみ処理広域化計画では、ダイオキシン類削減対策、循環型社会構築に向けてのごみ処理実施計画及び現在稼働しているごみ処理施設の統合整備の方針を定めた。

この計画に沿い、ダイオキシン類削減対策については三クリーンセンター（上田、丸子、東部クリーンセンター）においてそれぞれに対策事業を実施し、現在、基準値に適合した運転が行われている。

しかしながら、第1次ごみ処理広域化計画に示された、ごみ処理の広域化に向けた統合ごみ処理施設の建設については、二度にわたり施設建設候補地を選定する委員会を組織し、選定を行ってきたが、地元の同意が得られず、施設の建設には至っていない状況である。

施設建設候補地の選定については、平成13年5月に上田市長、東部町長及び丸子町長で候補地を東部町（現東御市）の上川原工業団地とすることで合意がなされたが、広域連合議会の同意が得られなかったことから、平成14年3月1日に広域連合議会による「統合ごみ処理施設建設予定地検討委員会」を設置し、検討を重ね、平成15年3月6日に「神の倉工業団地」が望ましいとする提言を広域連合長に行った。しかしながら、その後、関係地区のほか、隣接する旧北御牧村からの反対運動も激化し、地元との話し合いも持てない状態だったことから、原点に戻り再検討をするという方針が正副広域連合長において合意され、平成16年9月3日に広域連合議会全員協議会にも報告された。

次の段階として、平成17年5月24日に住民参加による「資源循環型施設候補地選定委員会」が発足し、地理情報システムから絞り込みを行い、平成18年11月29日に「上田市東山地区自然運動公園隣接山林」と「上田市川西地区泉池造成地及び隣接山林」の2か所を施設建設候補地とする提言を広域連合長に行った。その後、平成19年5月25日に正副広域連合長会で「上田市東山地区自然運動公園隣接山林」を候補地として選定したが、地元自治会の反対運動により広域連合との話し合いが持てない状況が続いた。このことから、上田市に協力を依頼し精力的に打開の道を探ったが、ここでも地元との同意を得るには至らなかった。

これらの一連の結果を踏まえ平成21年4月27日、上田市として東塩田での新たな候補地の選定と、地元自治会からの同意を得ることは困難と判断した旨の報告が広域連合に

提出された。

この報告を受け、平成21年5月11日の正副広域連合長会において、当該地区を候補地として断念をする決定がなされ、新たな施設建設候補地の選定について再度取り組む状況となった。

上田市が行ってきた施設建設候補地の選定についての東塩田地域との説明懇談会の中では、「焼却施設の規模の見直し」や「さらなるごみの減量を求める」等の意見が多数出されたことから、平成11年3月に策定された「第1次ごみ処理広域化計画」と現在における状況との整合性を図るとともに、広域化による統合ごみ処理施設の方針は踏襲しながら、各市町村のごみ減量化の取り組みや施設の規模も含めた整備方針について検討し、今後の施設建設に向けた計画の改訂を行うものである。

なお、本計画での施設の名称は可燃焼却施設、再資源化施設それぞれにおいて、以下「統合クリーンセンター」「統合リサイクルプラザ」とし、これら二施設を合わせた名称を「資源循環型施設」とする。

1.2 計画の性格及び位置づけ

本計画は、主に、ごみ処理の広域化に向けての今後の取り組みについて指針となる基本的な考え方を示したものであり、その考え方にに基づきごみ処理の広域化を推進し、総合的かつ計画的に、ごみ処理の広域化による循環型社会の構築を目指していくものである。

本計画の改訂にあたっては、構成市町村の廃棄物担当課長及び担当者により確認・見直し作業を行い、平成21年10月6日の正副広域連合長会で決定された。

今後、本計画に基づき各市町村及び広域連合において具体的な施策を推進していくものとする。

1.3 計画の期間

「第1次ごみ処理広域化計画」では、平成10年度から平成29年度の20年間の計画として策定されている。

ここでは、計画目標年度を5年後の平成14年度（中・短期目標年度）、20年後の平成29年度（長期目標年度）と定めたごみ処理広域化計画の方向性と最適ごみ処理システム構築のための基本事項を示している。

本計画では、第1次ごみ処理広域化計画と同様に平成29年度までの計画とし、ごみ減量化目標及び施策については「第3次上田地域広域連合広域計画」で資源循環型施設の稼働目標年度を平成27年度としているため、稼働目標年度と同年度の達成を目指すものとする。

なお、市町村におけるごみ処理等の状況の変化、社会情勢・法規制等が大きく変化した場合は、必要に応じて本計画を見直すものとする。